



2016年9月16日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

新日本有限責任監査法人への不提訴に関するお知らせ

当社の会計処理問題に関して、当社は、株主（以下「本件株主」という。）から、当社の元会計監査人である新日本有限責任監査法人（以下「本件監査人」という。）に対する本件監査人の任務懈怠に基づく損害の賠償を求める会社法第847条第1項に基づく提訴請求を2016年7月20日に受領しておりましたが、今般、調査した結果、下記のとおり、本件監査人に対する責任追及等の訴えを提起しないこととし、本日、不提訴理由通知書を本件株主に送付いたしましたので、お知らせいたします。

当社において本件監査人に対する情報提供が不適切であったことは事実であり、当社はこれを深く反省し、この点も踏まえて再発防止策を策定し、運用しております。本件については、外部に責任を求めることよりも、会社の内部管理体制強化や企業風土の改善に全力を尽くして、引き続き社会からの信頼回復に努めることが、株主、投資家、その他のステークホルダーの皆様全員の最善の利益にかなうものと考えました。

引き続きご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 当社が行った調査の内容

当社は、2015年7月20日受領の第三者委員会報告書において認定された事実関係を前提とし、本件監査人による会計監査の対応を行ったあるいはその内容について知り得る立場にあった当社従業員10名に対するヒアリングを実施し、また、本件監査人に対し書面による質問を実施してこれに対する回答及び関連資料の提供を受けました。

当社は、かかる調査結果に基づき、本件監査人の当社に対する法的責任の有無及び当社の本件

監査人に対する損害賠償請求の当否につき、検討を行い、下記2のとおり判断いたしました。

なお、当社は、上記調査及び下記2の判断に関して、企業法務に関し十分な知見があり、当社及び本件監査人と特別な利害関係を有していない鳥飼総合法律事務所をリーガルアドバイザーとして起用し、調査の支援及び客観的な見地からの法的助言を得ました。

2. 本件監査人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

当社は、上記調査結果を基礎とし、金融庁による本件監査人に対する行政処分等をも参考として本件監査人の責任について検討した結果、本件監査人について、少なくとも以下の点で、任務懈怠が認められる可能性があるものと判断しました。

- ① パソコン事業につき、平成25年3月期の期末監査において、本件監査人が、四半期末月の営業利益が売上高を上回る要因を解明するために合理的に必要となる追加的監査手続を実施する必要があった。本件監査人は、当社の連結子会社である東芝国際調達台湾社(TTIP)に対する未収入金についての監査手続を実施したことが認められるが、当社の連結財務諸表における未収入金に対する監査の観点からは、十分かつ適切な監査証拠の入手を行ったものとは認められず、このような点について任務懈怠が認められる可能性が高い。
- ② 工事進行基準案件(ETC設備更新工事事案)につき、平成25年3月期の期末監査において、本件監査人が、当社計上のNET(見積工事原価総額等)の合理性の確認に関する監査手続において、NETの数値と発番票との突合を実施したに止まり、発番票の数値そのものの合理性を確認するに足りる十分な監査手続を怠った可能性が否定できず、任務懈怠との評価を受ける可能性が認められる。ただし、監査手続を怠ったことにつき、その立証には相当の困難を伴うものと考えられる。

なお、上記のほか、半導体事業につき、平成24年3月期及び25年3月期の期末監査において、本件監査人が、原価差額の金額及び配賦計算に異常性ないし不正の兆候があるとは判断せず、期中TOV(標準原価)改訂について、前工程のTOV改訂に伴い後工程のTOVが連動しているかを確認する手続を実施しなかったことについて、監査人の対応として不十分な点があったと認められたものの、半導体事業の原価計算システム上、期首TOV改訂時には、後工程のTOVが前工程のTOVに自動的に連動しており、それまで期首TOV改訂時に前工程のTOVと後工程のTOVが連動していた以上、本件監査人が、両工程のTOVが連動する形で期中TOV改訂処理が行われたことを前提にして監査を行うことには、相応の合理性があるとみることから、法的な任務懈怠との評価が受けられる可能性は、必ずしも高くはないものと判断しました。

3. 責任追及等の訴えを提起しない理由

上記の通り、本件監査人に任務懈怠が認められる可能性があることから、当社として本件監査人に対し責任追及等の訴えを提起するか否かについても検討を行いました。

その結果、当社としては、以下の理由により、責任追及等の訴えを提起しないことが妥当で

あるとの判断に至りました。

(1) 本件監査人に対し責任追及等の訴えを提起した場合、以下の事情等により、勝訴の蓋然性は必ずしも高くないこと

① 当社として本件監査人の任務懈怠の可能性を認定したものの、現実の監査実務を踏まえた上で、善管注意義務の内容としてどこまでの監査手続を行う必要があったのかという点については判断が分かれ得ると考えられ、また、その立証は必ずしも容易ではない。

② 当社の本件監査人に対する請求は、当社の元経営トップらの関与等に基づき行われた不適切会計処理に起因する損害の賠償を求めるものである。この点、過去の司法判断（大阪地判平成20年4月18日）から、クリーンハンズの原則（注）に反するとして、当社の請求自体を否定する判断が示される可能性がある。

（注）救済を受ける者は、汚れなき手を持ってこななければならないという原則。

(2) 仮に勝訴したとしても、以下の事情等により、認容金額を超えるコスト等の負担が発生する可能性が高いこと

① 任務懈怠行為がなされてから損害が発生するに至るまでの過程においては不確実な要素が多分に介在するため、因果関係が立証できる損害は限定的なものになると考えられる。

② 当社の本件監査人に対する情報提供が不適切であり、当社による本件監査人の監査対応に問題があったことは認めざるを得ず、大幅な過失相殺がなされることは不可避であると考えられる。

③ 実際に本件監査人に対して損害賠償請求を行い、訴訟等で主張立証するに当たっては、対応に多大な人的、時間的、金銭的負担が発生するなど、相当なコスト等の負担は不可避である。

また、そもそも財務報告の作成責任は経営者にあるところ、本件は当社の元経営トップらの関与等に基づき不適切会計処理が行われたものであり、本件不適切会計処理の一次的責任は当社にあることは否定できません。このような点を踏まえれば、本件については、外部に責任を求めることよりも、自らが襟を正す姿勢を堅持して、会社の内部管理体制強化や企業風土の改善に全力を尽くして社会からの信頼回復に努めることが、株主、投資家、その他のステークホルダーの皆様全員の最善の利益にかなうものと判断しました。

以 上